

常時募集のしおり

申込受付期間

令和5年 **8月16日(水)～12月28日(木)**

お知らせ

- 令和5年4月募集にて申込みがなかった住宅等を募集します。
- 申込みは、横浜市住宅供給公社の窓口にて、原則先着順で受け付けます。
郵送及びインターネットでの受付はしていません。
- 8月16日(水)(受付初日)のみ、同一住宅に申込みが重なった場合は、当日に公社にて公開抽選を実施します。

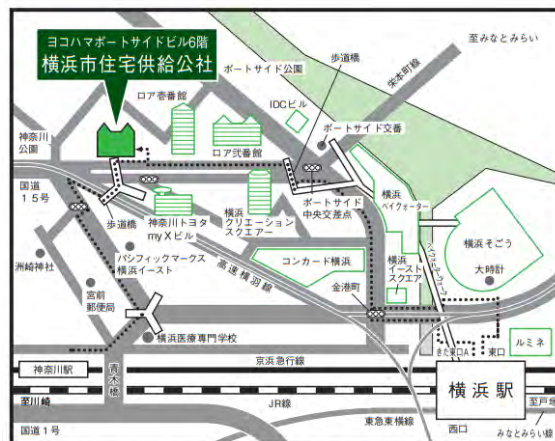
申込窓口 受付時間	横浜市住宅供給公社 市営住宅課(窓口) 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル6階 交通: JR線ほか「横浜駅」(きた東口A、東口) 徒歩15分 京浜急行線「神奈川駅」徒歩5分(普通のみ停車) 9時～11時、13時～15時(土、日、祝日除く)
申込方法	上記、公社窓口において、申込書に必要事項を記入し申込み ※来社が難しい場合は、ご相談ください。 電話: 045-451-7777

お問合せ先

横浜市住宅供給公社 市営住宅課

Tel.045-451-7777

営業時間 平日: 午前8時45分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始除く)



交通・JR線ほか「横浜駅」(きた東口A、東口) 徒歩15分
・京浜急行線「神奈川駅」徒歩5分(普通のみ停車)

目次

1.注意事項	1 ～ 6
2.世帯向 共通の申込資格	7 ～ 1 0
3.単身者向 共通の申込資格	1 1 ～ 1 5
3.高齢者向住宅の特徴	1 6 ～ 1 7
4.収入計算	1 8 ～ 2 0

注 意 事 項

申し込むときに必ずお読みください。

1. 申込みにあたっての注意

- ① 受付は、横浜市住宅供給公社窓口にて先着順で行います。原則、郵送での受付は行っていません。
来社申込みが難しい場合は、ご相談ください。（045-451-7777）
なお、8月16日（水）（受付初日）のみ、同一住宅に申込みが重なった場合は、公社にて公開抽選を当日（8/16）実施します。
- ② 申込み時に、住民票や収入証明書等を持参（添付）する必要はありません。
受付後に、審査に必要な書類について、ご案内します。
- ③ 募集住戸は、令和5年4月募集で申込みがなかった住宅とします。なお、当選後に辞退や失格等により、入居に至らなかった住戸についても、追加で募集することがあります。
詳細は、公社ホームページに掲載している募集住宅一覧にてご確認ください。
- ④ 申込みは1世帯につき1戸に限ります。資格審査後に辞退をした場合、本募集受付期間内の再申込はできません。なお、次のような申込みはすべてが無効となります。
 - 1世帯で2通以上の申込書を提出したとき。婚約者も同居親族と同じように、申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - 申込者欄、同居者欄を問わず、同一人の氏名を2通以上の申込書に記載したとき。
- ⑤ 定期募集と同時に申込みをした場合、先に審査に合格した申込みを有効とします。
- ⑥ 常時募集へ申込後に辞退した場合について、定期募集の連続申込回数のリセットは行いません。
- ⑦ 入居資格の基準は申込月の1日（以下「基準日」といいます。）とします。申込書の障害の有無、職業の有無、同居別居、扶養関係の有無、勤務先等は、すべてこの日を基準として記入してください。申込み時に同居している親族（婚約者等を含む）に収入がある場合は、その後に退職が予定されている場合でも、その収入は合算されます。
- ⑧ 申込み時に同居している親族を分割する申込みは、結婚、離婚、転勤、就職や、独立等の理由がある場合以外はできません。これらの理由がない場合（理由がなくなった場合を含む）は、分割をした方を含めて収入基準等の資格審査を行います。
- ⑨ 申込み時に同居していない親族で、所得税法上の扶養関係にない親族かつ住宅に困窮していない親族を加えて一緒に申し込むことはできません。
- ⑩ 申込書に記入されていない方は入居できません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- ⑪ 婚約者と申し込む場合、入居手続きまでに婚姻届の提出がない場合は入居できません。また、基準日以降に、婚約者が変わったときは失格となります。
- ⑫ 受付後の申込み内容の変更は原則できません。（ただし、申込者の責めによらない事情がある等の場合は、これに限りません。）
- ⑬ 申込書及び申込み時に添付された書類があった場合は、一切お返しいたしません。

注意事項

- ⑭ 申込みにあたっては、希望される住宅及びその周辺環境（坂道、小中学校、商店街等の有無）について、事前にご確認いただきますよう、お願いいたします。
- ⑮ 申込み受付後、入居するまでは最短3か月程度かかります。
- ⑯ 入居有効期間は、令和6年5月31日（金）までとします。
- ⑰ 申込者及び同居する親族が居住可能な持家を所有している場合は、所有している住宅が遠方でも市営住宅にお申込みいただくことはできません。ただし、下の表に該当する場合は申込みできますが、居住の用をなさない程度までの老朽化が確認できない場合、また、将来的な不安を困窮理由とする場合は申込みできません。

事例	入居要件	必要書類
家が傾いている、屋根が崩落している、壁に穴が開いていて風雨をしのげない等、居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ、修繕する費用が不足するため、住宅の建替えが困難である場合	・ 専門家（建築士等）による住宅診断によって、居住を継続することが生命、財産に深刻な被害を及ぼすことが明らかであると示されること。 ・ 収入及び預金等の財産では、住宅の建替え等が困難であることが証明できること。 ・ 市営住宅に入居するまでの間に、当該不動産を売却できること。	・ 専門家（建築士等）が作成する住宅診断書 ・ 建替えまたは補修費用の見積書 ・ 収入申告書（源泉徴収票、課税証明書等） ・ 財産申告書（預金等通帳の写し、生命保険証書等、株券等の有価証券、他の不動産） ・ 当該不動産の登記簿謄本
住宅ローンの支払いが行えない、もしくは、住宅ローン以外の債務により当該不動産の差押えがされている場合	・ 銀行等の債権者から、当該不動産に対する抵当権の実行による競売が申し立てられ、裁判所による不動産競売事件が進行していること。 ・ 住宅ローン以外の債権者から、当該不動産の差押え、それに伴う不動産の強制執行による競売が申し立てられ、裁判所による不動産競売事件が進行していること。 ・ 市営住宅に入居するまでの間に、当該住宅を売却できること。	・ 当該不動産の裁判所が通達する競売開始決定通知 ・ 当該不動産の登記簿謄本 ・ 当該不動産の売買契約書（写）

注意事項

- ⑱ 現在の住宅が市（県）営住宅である方は下記に挙げるような「該当する困窮理由」がないとお申し込みできません。

住宅環境の整った、収入に応じた使用料である住宅に居住しているため困窮理由が、次の困窮理由に該当することが必要です。困窮理由が認められない場合、現住宅以外の市営住宅に入居することはできず、申込みは無効となります。なお、階段昇降が困難であることを困窮理由とした場合、1階住戸やエレベーター付住宅に居住している方はお申し込みできません。また、現住宅の立地や騒音、近隣とのトラブルは困窮理由にはなりません。

該当する困窮理由

- 部屋が狭い（専有面積が、単身者の場合25㎡未満、2人以上の世帯の場合、10㎡×世帯人数+10㎡未満）
 - 子どもが大きくなり、現在の間取りでは不適當である。
 - 通勤に片道90分以上かかる。（公共の鉄道・バスを利用して）※乗り換え時間は除く
- 以下の方がお申し込みする場合は、住宅一覧のEV（エレベーター）欄に○がある住宅をお選びください。それ以外の住宅をお選びいただいた場合、困窮の解消が見込めないため、申込住宅を変更していただきます。
- 申込基準日において、市営住宅に引き続き3年以上住居している65歳以上の方で、加齢により階段の昇降に支障がある。
 - 現住宅入居後、病気等によって日常生活に身体上の制限を受けている。（階段の昇降が困難な場合等。医師による証明書等が必要です。）

2. 申込みの無効・失格について

次のような場合は申込みを無効とします。

- ① 申込資格がないとき。
- ② 指定した期日より30日以内に資格審査書類を提出しないとき。
- ③ 申込書の記載事項が事実と相違しているとき。または公的機関の証明と照合し、事実であることが確認できないとき。
- ④ 基準日に同居していない親族で所得税法上の扶養関係にない親族と申し込んだ場合。または、収入の基準が合わないという理由で、同居している親族を入れないで申し込んだ場合。
- ⑤ 申込者又は入居しようとする家族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員である場合。
- ⑥ 1世帯で2通以上の申込みをした場合。または、同一人の氏名を2通以上の申込書に記載した場合。
- ⑦ 原則、定期募集と常時募集の同時申込みは出来ません。
なお、定期募集と同時に申込みをしており、先に定期募集の審査が合格したとき。（先に審査が合格した申込みを有効とします。）

3. 申込み後の注意

申込み後に住所が変わった時は、郵便局へ転居届と転送の手続きをとるとともに、郵送にて横浜市住宅供給公社市営住宅課へお知らせください。

4.入居にあたって

- ① 住宅使用料（家賃）は入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度決定します。
- ② 住宅使用料（家賃）は、指定金融機関の口座振替により納入していただきます。
- ③ 入居手続きのときに、住宅使用料（家賃）3か月分を保証金として納入していただきます。
なお、生活保護受給中の方は、生活保護担当課に保証金相当額の支給について、ご相談ください。
※生活保護受給中の方は、保証金相当額の支給及び住宅使用料（家賃）の代理納付手続きのため、入居する住宅及び保証金額、住宅使用料（家賃）等の情報を生活保護担当課に提供させていただきます。
- ④ 入居にあたり、緊急連絡先を登録していただきます。
- ⑤ 入居後住民票をすみやかに異動していただきます。
- ⑥ 重度の障害者がいる世帯や収入が一時的に著しく減少した場合など、申請により住宅使用料（家賃）を減免・猶予できる場合があります。

5.入居後の注意事項

- ① 市営住宅内では、次のような場合、住宅の明渡しや損害賠償金を請求されることがありますので、十分注意してください。
 - ① 犬、猫、鳥等の動物を飼育、餌付け及び持ち込むこと
 - ② 大きな音をたてたり、騒いだりする等他の入居者に迷惑を及ぼす行為や周辺環境を乱す行為をすること
 - ③ 住宅共有部分、共同施設などの共有スペースに私物を置くなど占有すること
 - ④ 商売を営むことならびに、会社、NPO法人等の事務所を置くこと
- ② 階段灯、外灯、共同水道、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金、水道料金、宅内共用排水管の清掃及び中低木の剪定や草刈りなどに関する費用は入居者の負担となります。金額は住宅によって異なりますが、住宅使用料とは別に共益費として月額 3,000 円～ 4,000 円程度を管理運営委員会へお支払いいただきます。また、借上型市営住宅については、清掃や外灯などの維持管理を業者等に委託するため、共益費として月額 3,000 円～ 9,000 円程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ 高齢者向住宅に入居された場合、②とは別に生活相談・助言・安否確認等にかかる費用の一部として、月額 400 円程度を負担していただきます。また、入居後緊急時の対応のため、緊急連絡先等を記載する入居者個人票を提出していただきます。詳細は 16、17 ページの高齢者向住宅の特徴をご覧ください。

注意事項

- ④ 市営住宅では、明るく住みよい共同生活を送るのに必要な活動を行うため、入居者の皆さんによる管理運営委員会が結成されています。共益費の徴収は、管理運営委員会が行っていますので、必ずお支払いください（金額は住宅によって異なります。）。なお、借上型市営住宅については、管理運営委員会がありませんので、共益費の支払い等は指定管理者へお願いします。市営住宅へ入居した際には、管理運営委員会に加入して、共用部分等の清掃や草刈りなど、住宅を管理するために必要な活動へご協力ください。
- ⑤ 入居後、毎年収入申告をすることが義務づけられています。
- ⑥ 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じます。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただきます。
- ⑦ 同居者に変動がある場合には、横浜市への届出・申請が必要です。
横浜市の承認を受けていない場合には、退去を求める事があります。
- ⑧ 入居後、入居者（名義人）が死亡や転出等により退去した後、同居者が引き続き市営住宅に居住するには、横浜市の承認が必要です。
なお、引き続き居住することができるのは、同居者が“配偶者”や“高齢者、心身障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者”にあたり、同居期間や世帯収入をはじめとした承認基準を満たした場合となります。
また、“高齢者、心身障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者”とは、次のとおりです。
1. 母子世帯・父子世帯 2. 高齢者世帯 3. 障害者世帯 4. 公害病認定患者世帯
5. 低額所得者世帯 6. 引揚者世帯 7. 原爆被爆者世帯 8. 多子世帯
9. ハンセン病療養所退所者世帯 10. 子育て世帯 11. DV被害者世帯
12. 難病患者等世帯
- ※この場合の低額所得者世帯とは、市営住宅申込時及び入居後毎年実施する収入認定時の収入計算の方法により算出する世帯の月収額が、第4区分（158,000円以下）の世帯をさします。
- ⑨ 共通の申込資格に加えて、居住人数や年齢等の資格が必要な住宅については、入居後に資格がなくなった場合、入居住宅の変更を申請していただきます。住替えに伴う費用は、入居者の負担となります。
- ⑩ 住宅使用料（家賃）に滞納があった場合、住宅を明渡していただきます。

6.入居者の修繕負担区分について

市営住宅の修繕には、その内容により横浜市の負担になるものと、入居者の方の負担となるものがあります。入居者負担の主な内容は以下の表のとおりです。

また、表にはありませんが、横浜市営住宅条例により「畳の表替え」、「ふすまの張替え」、「給水せん、スイッチ（点滅器）の修理及び取替え」は入居者の負担となっています。

多くの住宅には網戸、カーテンレール、鏡、インターホン、換気扇などが設置されておられません。必要な方は各自で取り付けてください。なお、エアコン、ガスコンロの設置された住宅はありません。

入居者負担の主な内容

1 軽微な修繕	(1) 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理 (2) 畳の修理及び取替え (3) 流し台、戸棚、棚、げた箱、郵便受箱等の修理 (4) ガラス、パテ等の取替え並びに障子及び網戸の張替え (5) 木製建具（ふすま、障子、室内扉等をいう。）及びその附属部品（ちょうつがい、引手、戸車、レール、錠等をいう。）の修理及び取替え (6) 鋼製及びアルミ製建具（玄関扉、室内扉、サッシ、網戸等をいう。）の附属部品（引手、戸車、レール、錠、ドアチェーン等をいい、高齢者緊急通報設備を除く。）の修理及び取替え (7) 給湯器（電装基板、熱交換器、バーナー等を除く。）の修理並びにその附属物（ガス栓接続用ホース、じゃ腹管、排気筒、リモコンパネルをいう。）の修理及び取替え (8) 浴槽の附属物（排水栓、ふた等をいう。）の修理及び取替え (9) その他構造上重要でない部分の修理
2 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕	(1) 混合栓の修理及び取替え (2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去 (3) 衛生器具の附属部品（便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗管、パッキン類、排水目皿、ごみ受け等をいう。）の修理及び取替え (4) 換気扇（レンジフード、シャッター等を含む。）の修理並びにその附属物の修理及び取替え (5) ガス栓の修理及び取替え (6) 電球及び蛍光管（ＬＥＤ及びこれらに類するものを含む。）の取替え並びに照明用カバーの修理及び取替え (7) コンセント、ＴＶ接続端子、引掛シーリング等の修理及び取替え (8) 換気ガラリの修理 (9) その他附帯設備のうち重要でない部分の修理

※ 入居者の費用負担については、横浜市営住宅条例第 26 条、第 27 条及び横浜市営住宅条例施行規則第 28 条で定められています。

★ 故意、または過失による破損は、すべて入居者の負担となります。

世帯向 共通の申込資格

基準日（申込月の1日現在）に次のすべてに該当していることが必要です。

1. 申込者は成人であること

2. 申込者が、横浜市内に6か月以上在住、または在勤していること

横浜市内に6か月以上在住していることが住民票により確認できる方。または、6か月以上市内に勤務していることが確認できる方。

- (1) ただし、引揚者については、基準日現在、横浜市内に在住していることが住民票により確認できる方、または市内に勤務していることが確認できる方。
- (2) 横浜市内に在住している中国からの永住帰国者の子等（呼び寄せ家族）で、横浜市内在住が6か月未満の場合は、健康福祉局援護対策担当（電話：651-7777）へご相談ください。

3. 夫婦（婚約者及び内縁関係にある者等を含みます）または親子を主体とした家族であること

申込み時に同居していない親族で、所得税法上の扶養関係にない親族かつ住宅に困窮していない親族を加えて一緒に申込むことはできません。

- (1) 婚約者と申し込む場合、**入居手続きまでに婚姻届の提出**がない場合は入居できません。
- (2) 内縁関係にある者とは、戸籍上の配偶者がなく、基準日に住民票に「未届の妻」または「未届の夫」とある方です。
- (3) 基準日までに「横浜市パートナーシップ宣誓制度」に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領された方は「パートナーシップ宣誓書受領書」または「パートナーシップ宣誓書受理証明書」の写しをご提出ください。
- (4) 兄弟姉妹だけの申込みはできません。（両親死亡の場合を除きます。）
- (5) 申込み時に離婚が成立していない夫婦（戸籍上の配偶者）を分割する申込みは、次のいずれかの場合に限りできます。
 - ① 入居手続きまでに離婚が成立する場合。（離婚が成立しない場合は、入居することができません。）
 - ② 申込み時に住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合。（当選後に離婚の意思を確認する書類を提出していただきます。**別居中の配偶者は、市営住宅での同居が認められません。**）
 - ③ 申込者（または同居親族）が、配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかに該当する場合。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設における保護の終了後5年を経過していない方
 - ・ 配偶者等に対する裁判所からの接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年を経過していない方
 - ・ 母子生活支援施設における保護の終了後5年を経過していない方
 - ・ 配偶者からの暴力を受けている旨の配偶者暴力対応機関等による書面が発行されている方
- (6) 外国人の同居家族については、基準日の6か月以前から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

4. 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること

- (1) 親族以外の他の世帯と炊事場または便所等を共同で使用している。
- (2) 部屋が狭い。（専有面積が、2人以上の世帯の場合、 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$ 未満）
- (3) 子どもが大きくなり現在の間取りでは不適當である。
- (4) 通勤に片道90分以上かかる。（公共の鉄道・バスを利用して）※乗換え時間は除く
- (5) 住宅でない建物に居住している。
- (6) 収入に比べ、現在の家賃が著しく過大である。（共益費、駐車場代等を除く）
- (7) 住宅がないために親族（婚約者を含みます）と同居ができない。
- (8) 家主等から正当な理由により立ち退きの要求を受けている。
（ただし、家賃の滞納など、自己の責めに帰すべき事由に基づく場合は除く）
- (9) 住宅の設備に風呂桶及び風呂釜が設置されていない。
- (10) 病気等により、日常生活に身体上の制限を受けている。

世帯向共通の申込資格

5. 申込者及び入居しようとする家族について住民税の滞納及び市営住宅の使用に関する債務がないこと
6. 市営住宅で円満な団地生活ができること
また、申込者及び入居しようとする家族が暴力団員でないこと
7. 次の「世帯の月収額」であること

「世帯の月収額」は、18～20ページの収入計算の方法により算出した額です。（実際の月収額とは違います。）

「世帯の月収額」に応じて、住宅使用料（家賃）が決まります。

対象世帯	収入区分		世帯の月収額
一般世帯 （原則階層）	158,000円以下	① 第1区分	0 ～ 104,000円
		② 第2区分	104,001 ～ 123,000円
		③ 第3区分	123,001 ～ 139,000円
		④ 第4区分	139,001 ～ 158,000円
高齢者・障害者・中学校卒業までの子がいる世帯等 （裁量階層）	214,000円以下	⑤ 第5区分	158,001 ～ 186,000円
		⑥ 第6区分	186,001 ～ 214,000円

※裁量階層とは・・・高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれか一つに該当する世帯を「裁量階層」と呼び、収入基準（世帯の月収額）を一般世帯に比べて緩和しています。

対象世帯	資 格	資格を確認する書類
高齢者世帯	申込者が60歳以上の方であり、かつ、同居する親族のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯	世帯全員の住民票
身体障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯	身体障害者手帳
精神障害者世帯	申込者または同居する親族に、次の①、②のいずれかに該当する方がいる世帯	
	①精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1、2級の方	精神障害者保健福祉手帳
	②精神に障害のある方で、1、2級の国民年金または厚生年金の障害年金の証書を交付されている方、または厚生労働大臣、都道府県知事から1、2級と同程度の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方	障害年金証書、または厚生労働大臣、都道府県知事の証明書
知的障害者世帯	申込者または同居する親族に、次の①、②のいずれかに該当する方がいる世帯	
	①愛の手帳（療育手帳）の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1、A2、B1の方	愛の手帳（療育手帳）
	②児童相談所または障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方	児童相談所長または障害者更生相談所長の総合判定書など障害の程度を証明する書類
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第6項症または第1款症の方がいる世帯	戦傷病者手帳
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第30条に規定する医療特別手当証書の写し又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し
ハンセン病療養所入所者世帯	申込者または同居する親族に、平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所、その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	国立ハンセン病療養所等の長の証明書
子育て世帯	同居者に中学校卒業まで（平成20年4月2日以降の生まれ）の子がいる世帯	世帯全員の住民票

空家住宅の申込みにあたって（世帯向）

1 注意事項

- 書類審査に合格された方は、入居候補者となります。住宅の決定（あっせん）は、合格通知から約1か月後となり、合格後にすぐ入居できるというものではありません。また、住宅の修繕状況等により、ご案内時期が後にずれることがあります。
- 住宅使用料は住宅の築年数や住宅の便益、入居者の収入に応じて決定します。そのため、予定住宅使用料として「収入区分」の第1～第6区分に応じた住宅使用料（予定額）の範囲を掲載しています。
- 住宅使用料のほかに、共益費が月額3,000円～4,000円程度かかります。
- 一部の住宅には有料駐車場がありますが、台数・使用資格・車の大きさ（車幅1.85m以下、全長5m未満、自重2t未満）に制限があります。空きがない場合は、市営住宅敷地内及び周辺道路には駐車できませんので、各自で駐車場を確保してください。
- 以下の住宅には、障害者用の駐車場のみ設置されています。空きがあっても、資格のない方は各自で駐車場を確保してください。
岡村（磯子区）、南三双（金沢区）。
- 室内設備仕様について、必要な箇所の修繕または取替え後の入居となります。
- 以下の住宅には、市営バス営業所が併設されております。
磯子・滝頭第二（磯子区）、日野（港南区）、生麦（鶴見区）、川辺町第二（保土ヶ谷区）、白山（緑区）
- 居住する階数に制限がある方は、エレベーターが○印の住宅又は、階層をよくご確認のうえお申込みください。
- エレベーターが○（あり）の住宅や1階住戸であっても、玄関までに段差のある住宅があります。

2 借上型市営住宅について

- 民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。
- 借上期間（通常10年または20年間）が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります。各住宅の借上期間については、住宅の主たる所在地の右欄に記載しておりますので、ご承知のうえ、お申込みください。（借上期間が延長されることがあります。）
- 住宅使用料のほかに、共益費が月額3,000円～9,000円程度かかります。また共益費の運用に係る契約を住宅を管理する各指定管理者と締結していただきます。
- 駐車場は、建物の所有者が設置しており、建物の所有者の管理となります。

3 事故住宅について

- 住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅などです。
- 事故等の具体的な状況については、お答えできません。また、入居時に事故住宅となった理由に起因する一切の異議を申し立てない旨の誓約書を提出していただきます。

4 車いす住宅について

- 車いすを使用する方が生活しやすいように、洗面台、浴室、トイレなど住戸内の使用について一定の配慮をした住宅です。
- 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方で、室内においても常に車いすの使用を必要とする方。

5 子育て専用住宅

- 中学生卒業までのお子さんがある世帯の方に限定してお申込みいただくことができる住宅です。

6 高齢二人世帯向住宅

- 高齢者向住宅の特徴について16、17ページを必ずご覧いただき、ご了承のうえお申込みください。

■ 申込資格（单身の方は申込できません）

共通の申込資格（7、8ページ参照）に加えて

申込者が**70歳以上の方**で、60歳以上の同居親族1人だけからなる二人世帯

※平成30年4月1日に横浜市営住宅条例が改正され、高齢者向住宅の応募資格年齢が

「65歳以上」から「70歳以上」に変わりました。

条例改正に伴う経過措置により、**昭和29年1月2日以前**に出生された方は、引き続きお申込みいただけます。

1. 資格を確認する書類

世帯全員の住民票

ただし、申込者が次に該当する方は、60歳から申し込めます。

項目	条件	資格を確認する書類
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の等級が1～4級の方	身体障害者手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第6項症または第1款症の方	戦傷病者手帳
原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第30条に規定する医療特別手当証書の写し又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し

■ 確認事項

- 借上型は、民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。
- 借上期間（通常10年または20年間）が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります。各住宅の借上期間については、住宅の主たる所在地の右欄に記載しておりますので、ご承知のうえお申込みください。（色つきのある住宅は5年以内に借上期間が満了しますが、借上期間が延長されることがあります。）
- 住宅使用料のほかに、共益費が月額3,000円～4,000円程度かかります。借上型は、共益費が月額3,000円～9,000円程度かかります。また、生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用の一部として、月額400円程度負担していただきます。
- 高齢者向住宅は、緊急通報システムが設置されており、生活援助員が週2回派遣され、そのうち1回は安否確認のため、ご自宅へ訪問します。（付随サービスのため、断ることはできません。）
- 借上型は、一部住宅に電話回線（NTT）を利用した緊急通報システムのものがありますので、入居者負担でNTTのアナログ電話回線を引いていただきます。対象の住宅は17ページをご確認ください。

2～6に記載している住宅については、申込み状況により、募集に出ていない場合もあります。

最新の募集住宅の詳細については、ホームページに掲載している「募集住宅一覧【世帯向け】」にてご確認ください、横浜市住宅供給公社へお問合せください。（045-451-7777）

基準日（申込月の1日現在）に次のすべてに該当していることが必要です。

1. 単身で日常生活を送れること

- (1) 単身での入居となりますので、常時介護を要する高齢者、身体障害者等の方は、在宅介護の体制を確保することができれば入居資格を認められます。
- (2) その他の注意事項
 - ① 単身入居の入居資格認定のための申告をしていただきます。
 - ② 単身者用住宅に入居後、同居しようとする親族ができた場合は原則として同居はできません。

2. 60歳以上の方、あるいは成人で13ページの資格を有すること

成人の方で身体・精神・知的障害者、生活保護受給者、DV被害者等の方については、年齢による資格要件を緩和し申込みできる場合があります。詳しくは13ページをご覧ください。

3. 横浜市内に6か月以上在住、または在勤していること

横浜市内に6か月以上在住していることが住民票により確認できる方。または、6か月以上市内に勤務していることが確認できる方。

- (1) ただし、引揚者については基準日現在、横浜市内に在住していることが住民票により確認できる方、または市内に勤務していることが確認できる方。
- (2) 横浜市内に在住している中国からの永住帰国者の子等（呼び寄せ家族）で、横浜市内在住が6カ月未満場合は、健康福祉局援護対策担当（電話：651-7777）へご相談ください。

4. 現在、戸籍上の配偶者がいないこと

- (1) 戸籍上の配偶者がある場合は、次のいずれかの場合に限り、申込みができます。
 - ① 入居手続きまでに離婚が成立する場合。（離婚が成立しない場合は、入居することができません。）
 - ② 申込み時に住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合。（当選後に離婚の意思を確認する書類を提出していただきます。別居中の配偶者は、市営住宅での同居が認められません。）
 - ③ 申込者が、配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかに該当する方
 - 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設における保護の終了後5年を経過していない方
 - 配偶者等に対する裁判所からの接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年を経過していない方
 - 母子生活支援施設における保護の終了後5年を経過していない方
 - 配偶者からの暴力を受けている旨の配偶者暴力対応機関等による書面が発行されている方
- (2) 当選後、全員の方に、戸籍上の配偶者がいないことを確認するため、戸籍謄本を提出していただきます。

5. 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること

- (1) 親族以外の他の世帯と炊事場または便所等を共同で使用している。
- (2) 部屋が狭い。（専有面積が、25㎡未満）
- (3) 通勤に片道90分以上かかる。（公共の鉄道・バスを利用して）※乗換え時間は除く
- (4) 住宅でない建物に居住している。
- (5) 収入に比べ、現在の家賃が著しく過大である。（共益費、駐車場代等を除く）
- (6) 家主等から正当な理由により立ち退きの要求を受けている。（ただし、家賃の滞納など自己の責めに帰すべき事由に基づく場合は除く）
- (7) 住宅の設備に風呂桶及び風呂釜が設置されていない。
- (8) 病気等により、日常生活に身体上の制限を受けている。

6. 住民税の滞納及び市営住宅の使用に関する債務がないこと

単身向共通の申込資格

7. 市営住宅で円満な団地生活ができること

また、暴力団員でないこと

8. 次の「世帯の月収額」であること

「世帯の月収額」は、18～20ページの収入計算の方法により算出した額です。（実際の月収額とは違います。）

「世帯の月収額」に応じて、住宅使用料（家賃）が決まります。

対象世帯	収入区分	世帯の月収額
一般世帯 （原則階層）	① 第1区分	0 ～ 104,000円
	② 第2区分	104,001 ～ 123,000円
	③ 第3区分	123,001 ～ 139,000円
	④ 第4区分	139,001 ～ 158,000円
高齢者・障害者世帯等 （裁量階層）	⑤ 第5区分	158,001 ～ 186,000円
	⑥ 第6区分	186,001 ～ 214,000円

※裁量階層とは・・・高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれか一つに該当する世帯を「裁量階層」と呼び、収入基準（世帯の月収額）を一般世帯に比べて緩和しています。

対象世帯	資 格	資格を確認する書類
高齢者世帯	60歳以上の方	住民票
身体障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方	身体障害者手帳
精神障害者世帯	次の①、②のいずれかに該当する方	
	①精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1、2級の方	精神障害者保健福祉手帳
	②精神に障害のある方で1、2級の国民年金または厚生年金の障害年金の証書を交付されている方、または厚生労働大臣、都道府県知事から1、2級と同程度の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方	障害年金証書、または厚生労働大臣、都道府県知事の証明書
知的障害者世帯	次の①、②のいずれかに該当する方	
	①愛の手帳（療育手帳）の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1、A2、B1の方	愛の手帳（療育手帳）
	②児童相談所または障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方	児童相談所長または障害者更生相談所長の総合判定書など障害の程度を証明する書類
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第6項症または第1款症の方	戦傷病者手帳
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第30条に規定する医療特別手当証書の写し又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し
ハンセン病療養所退所者世帯	平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所、その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	国立ハンセン病療養所等の長の証明書

単身向共通の申込資格

■ 申込資格（単身者用・単身者可）

共通の申込資格（11、12ページ参照）に加えて…

次のいずれかの資格を有する方。

項 目	条 件	資格を確認する書類
60歳以上の方	申込基準日時点で60歳以上の方	住民票
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方	身体障害者手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方	精神障害者保健福祉手帳
	精神に障害のある方で、1～3級の国民年金または厚生年金の障害年金の証書を交付されている方、または厚生労働大臣、都道府県知事から1～3級と同程度の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方	障害年金証書、または厚生労働大臣、都道府県知事の証明書等
知的障害者	愛の手帳（療育手帳）の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1、A2、B1、B2の方	愛の手帳（療育手帳）
	児童相談所または障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された方	児童相談所長または障害者更生相談所長の総合判定書などの障害の程度を証明する書類等
生活保護受給者	現在、生活保護を受給している方	福祉保健センター長の証明書
中国残留邦人等 支援法の支援給 付 受 給 者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	市長が発行する本人確認証
ハンセン病療養 所 入 所 者 等	平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所、その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	国立ハンセン病療養所等の長の証明書
D V 被 害 者	申込者が、配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかに該当する方 1 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設における保護の終了後5年を経過していない方 2 配偶者等に対する裁判所からの接近禁止命令または退去命令の効力発生後5年を経過していない方 3 母子生活支援施設における保護の終了後5年を経過していない方 4 配偶者からの暴力を受けている旨の配偶者暴力対応機関等による書面が発行されている方	次のいずれかの書類 1 配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所の証明書の写し 2 裁判所の保護命令決定通知書の写し 3 母子生活支援施設の入所期間が分かる書類 4 配偶者暴力被害の申出を確認できる書類
犯 罪 被 害 者	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する方。 1 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	犯罪被害の申告書、警察当局への照会同意書、交通事故証明（交通事故の場合）

空家住宅の申込みにあたって（単身向）

1 注意事項

- 書類審査に合格された方は、入居候補者となります。住宅の決定（あっせん）は、合格通知から約1か月後となり、合格後にすぐ入居できるというものではありません。また、住宅の修繕状況等により、ご案内時期が後にずれることがあります。
- 住宅使用料は住宅の築年数や住宅の便益、入居者の収入に応じて決定します。そのため、予定住宅使用料として「収入区分」の第1～第6区分に応じた住宅使用料（予定額）の範囲を掲載しています。
- 住宅使用料のほかに、**共益費が月額3,000円～4,000円程度かかります。**
- 一部の住宅には有料駐車場がありますが、台数・使用資格・車の大きさ（車幅1.85m以下、全長5m未満、自重2t未満）に制限があります。空きがない場合は、市営住宅敷地内及び周辺道路には駐車できませんので、各自で駐車場を確保してください。
- 以下の住宅には、障害者用の駐車場のみ設置されています。空きがあっても、資格がない方は、各自で駐車場を確保してください。岡村（磯子区）、南三双（金沢区）。
- 室内設備仕様について、**必要な箇所の修繕または取替え後の入居となります。**
- 以下の住宅には、市営バス営業所が併設されております。
磯子・滝頭第二（磯子区）、日野（港南区）、生麦（鶴見区）、川辺町第二（保土ヶ谷区）、白山（緑区）。
- 居住する階数に制限がある方は、エレベーターが○印の住宅又は、階層をよくご確認のうえお申込みください。
- エレベーターが○（あり）の住宅や1階住戸であっても、玄関までに段差がある住宅があります。

2 借上型市営住宅について

- 民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。
- 借上期間（通常10年または20年間）が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります。各住宅の借上期間については、住宅の主たる所在地の右欄に記載しておりますので、ご承知のうえ、お申込みください（借上げ期間が延長されることがあります。）
- 住宅使用料のほかに、**共益費が月額3,000円～9,000円程度かかります。また共益費の運用に係る契約を住宅を管理する各指定管理者と締結していただきます。**
- 駐車場は、建物の所有者が設置しており、建物の所有者の管理となります。

3 事故住宅について

- 住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅などです。
- 事故等の具体的な状況については、お答えできません。また、入居時に事故住宅となった理由に起因する一切の異議を申し立てない旨の誓約書を提出していただきます。

4 単身者用住宅について

- 入居後、同居しようとする親族ができた場合、原則として入居はできません。

5 車いす住宅について

- 車いすを使用する方が生活しやすいように、洗面台、浴室、トイレなど住戸内の使用について一定の配慮をした住宅です。
- 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方で、室内においても常に車いすの使用を必要とする方。

6 高齢者向住宅（単身者の方のみお申込みいただけます）

- 高齢者向住宅の特徴について16、17ページを必ずご覧いただき、ご了承のうえお申込みください。

■ 申込資格

共通の申込資格（11、12ページ参照）に加えて

申込者が**70歳以上の方**。

※平成30年4月1日に横浜市営住宅条例が改正され、高齢者向住宅の応募資格年齢が「65歳以上」から「70歳以上」に変わりました。

条例改正に伴う経過措置により、**昭和29年1月2日以前**に出生された方は、引き続きお申込みいただけます。

1. 資格を確認する書類

住民票

ただし、次に該当する方は、60歳から申込みます。

項 目	条 件	資格を確認する書類
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の等級が1～4級の方	身体障害者手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第6項症または第1款症の方	戦傷病者手帳
原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第30条に規定する医療特別手当証書の写し又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し

■ 確認事項

- 高齢単身者用住宅に入居後、同居しようとする親族ができた場合、原則として同居できません。
- 借上型は、民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。
- 借上期間（通常10年または20年間）が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります。各住宅の借上期間については、住宅の主たる所在地の右欄に記載しておりますので、ご承知のうえお申込みください。（色つきのある住宅は5年以内に借上期間が満了しますが、借上げ期間が延長されることがあります。）
- 住宅使用料のほかに、共益費が月額3,000円～4,000円程度かかります。借上型は、共益費が月額3,000円～9,000円程度かかります。また、生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用の一部として、月額400円程度負担していただきます。
- 高齢者向住宅は、緊急通報システムが設置されており、生活援助員が週2回派遣され、そのうち1回は安否確認のため、ご自宅へ訪問します。（付随サービスのため、断ることはできません。）
- 借上型は、一部住宅に電話回線（NTT）を利用した緊急通報システムのものがありますので、入居者負担でNTTのアナログ電話回線を引いていただきます。対象の住宅は19ページをご確認ください。

2～6に記載している住宅については、申込み状況により、募集に出ていない場合もあります。

最新の募集住宅の詳細については、ホームページに掲載している「募集住宅一覧【世帯向け】」にてご確認ください、横浜市住宅供給公社へお問合せください。（045-451-7777）

高齢者向住宅の特徴

横浜市では、高齢者向市営住宅を供給しています。

高齢者の方が地域の中で自立し、安全で快適な生活を送れるように設計を行うとともに、緊急通報システムが導入され、生活援助員の派遣を行っています。（付随サービスのため、断ることはできません。）

1. 高齢者向住宅について

内 容	直接建設	借上型
(1) 建物の建設・所有など	横浜市が建設し、所有している市営住宅です。	○ 民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。 ○ 建物の所有者は、民間の方です。 ○ 借上げ期間（通常10年または20年間）が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります（借上げ期間は延長されることがあります。）。
(2) その他	○ 生活援助員の派遣は週2回（うち1回は安否確認のためご自宅に訪問します。）。 ○ 入居者の方には、共益費の他に生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用の一部として、月額400円程度を負担していただきます。	



2. 注意事項

- 1 高齢者向住宅とは、住戸内の段差の解消や手すりの設置など高齢者向につくられた住宅ですが、ケア付き住宅ではありません。
高齢者向住宅に設置されている緊急通報システムと生活援助員の派遣は、付随サービスのため断ることはできません。
- 2 緊急通報システムは居室内に設置されておりますので、横浜市の福祉サービスとしての「高齢者あんしん電話」を併せて利用することはできません。「高齢者あんしん電話」を利用されている方が入居される際は、廃止手続きが必要になります。（廃止手続きにつきましては、お住まいの区の区役所福祉保健センターにお問合せください。）
- 3 高齢者向住宅の借上型には、一部住宅に電話回線（NTT）を利用した緊急通報システムのものがありますので、入居者の負担でNTTのアナログ電話回線を引いていただきます。下記※を確認ください。
- 4 緊急通報を受信したとき、又は1週間以上入居者と連絡がとれないときや週1回の安否確認時に安否の確認がとれないときは、玄関の鍵を解錠し、その住居内へ立ち入りをする場合があります。このため、入居時に鍵を1本お預かりします。なお、お預かりした鍵は緊急時以外は使用いたしません。
- 5 緊急通報システムは、定期点検等により安定的なシステム運用に努めていますが、突発的な機器不良等によりシステム運用に支障が生じる場合があります。
- 6 入居にあたり、建築局が住宅使用料（家賃）を決定する際に認定した収入区分に応じて、生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用を負担していただくため、個人情報の一部を健康福祉局へ提出することへの同意書を提出していただきます。

※アナログ電話回線を要する住宅

旭 区	エムケイ・ドリーム笹野台、コリンデエスポワール
泉 区	セントラルヒルズ壱番館
磯 子 区	プラム・ブラッサム池の端
神 奈 川 区	サウスヒルサイドテラス、サン・三ツ沢、ノースヒルサイドテラス
瀬 谷 区	グリーンヒルソウブ、ウィンズ瀬戸、パークヒル瀬谷
都 筑 区	カスタム A 棟、ノーブル式番館、ソレイアードⅢ
鶴 見 区	エスポワール F R、ウィンドヒル鶴見
戸 塚 区	クレスト戸塚、Fujiビューグランドハイツ、ベルドミール坂下
中 区	グリーンハイツ室橋、ペルストーン本牧
西 区	ルピナス平沼、レヂデンス・リバーストーン
保土ヶ谷区	グリーンヴェイル西谷
南 区	ベルチエ蒔田

- 2種類以上の収入がある場合や2人以上に収入がある場合、年の途中で勤務先が変わったなどの場合はこの早見表は使えません。
- 親族控除以外の控除がある場合は、この早見表は使えません。

1.年金所得の場合

- (1) 申込世帯の中で、収入のある65歳以上の方が1人で、年金所得のみの場合。(控除額は、親族控除のみを計算)
- (2) 金額は、源泉徴収票の支払金額欄の額です。(税込みの年間総収入金額)

申込資格	世帯の 月収額	入居世帯人数及び入居しない扶養親族数(申込者を含む)						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯 (原則階層)	158,000円 以下	3,096,011円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下	5,389,425円 以下	5,836,484円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下	6,180,014円 以下	6,627,072円 以下

2.給与所得の場合

- (1) 申込世帯の中で、収入のある方が1人で、給与所得のみの場合。(控除額は、親族控除のみを計算)
- (2) 金額は、源泉徴収票の支払金額欄の額です。(税込みの年間総収入金額)

申込資格	世帯の 月収額	入居世帯人数及び入居しない扶養親族数(申込者を含む)						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯 (原則階層)	158,000円 以下	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下	5,895,999円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下	6,720,013円 以下

3.事業所得の場合

- (1) 申込世帯の中で、収入のある方が1人で、事業所得のみの場合。(控除額は、親族控除のみを計算)
- (2) 金額は、確定申告書の所得金額欄の額です。(年間総所得金額)

申込資格	世帯の 月収額	入居世帯人数及び入居しない扶養親族数(申込者を含む)						
		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
一般世帯 (原則階層)	158,000円 以下	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下	3,796,011円 以下	4,176,011円 以下
裁量階層	214,000円 以下	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下	4,468,011円 以下	4,848,011円 以下

収入計算

- 申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず1年間の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。
- 総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業等の所得）や現在の勤務先に勤務し始めた年月日や現在の事業などを始めた年月日によって異なります。

$$\left(\boxed{\text{1年間の総所得金額}} - \boxed{\text{控除額}} \right) \div \boxed{\text{12か月}} = \boxed{\text{世帯の月収額}}$$

世帯の月収額により、申込資格の有無、住宅使用料が決まります。（8、12ページ参照）

1 計算にあたっての注意事項

① 計算の対象となる収入の種類

申込者及び同居親族（住民票を世帯分離した親族や婚約者も含む）の基準日に得ている収入で、次に該当するもの。退職を予定している方でも、基準日現在次の収入のある方は、その収入は計算対象とします。

ア. 国民年金、厚生年金、恩給等。（ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。）

イ. 給与、賞与、残業、その他の手当。（アルバイト、パート、日雇などの収入も含みます。ただし非課税の交通費は除きます。）

ウ. 事業による所得。（生命保険等の外交員報酬等も含みます。）

エ. その他、利子・配当等継続的な収入で課税対象となるもの。

② 収入から除外されるもの

ア. 遺族が受給している恩給及び年金。

イ. 生活保護の扶助料、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送り等。

これらのもののみによって世帯の生計を維持しているときは、申込書の年間所得金額欄に「遺族年金」、「生活保護」、「雇用保険」等と記入して、申し込んでください。以下のページの収入計算は不要です。

③ 計算の対象となる期間

ア. 令和4年1月1日以前から勤務先（事業の方は事業の内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方は、令和4年中の収入が対象になります。

イ. 令和4年1月2日以降に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。

ウ. 申込み前に退職し、基準日に勤務していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

④ 休業・休職期間がある方

令和4年1月2日以降に休業・休職により無収入の期間がある方は、復業、復職の翌月からの収入で計算します。

⑤ 2人以上に収入があるとき

入居する方全員（婚約者を含む）の所得金額を個別に算出して合算します。

⑥ 1人に2種類以上の収入があるとき

ア. 一人で2種類以上の収入を得ているとき（年金と給与、給与と事業所得）は所得金額を個別に算出して合算します。

イ. 一人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている（2か所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている）ときは、最初に総支給金額を合算してから、所得金額を算出します。

2 各控除の内容及び控除額について

所得金額から次の控除を差し引いてください。1の「親族控除」は単身者を除くすべての世帯に該当します。2～8の控除は、世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族等、ひとり親、寡婦、障害者、特別障害者がいる場合に、1の「親族控除」に加え、該当する控除をしてください。

	控除の種類	控除を受けられる方	控除額
1	親族控除	申込本人を除く同居しようとする親族（婚約者を含む）及び所得税法上の扶養親族で同居しない方 ① 出産予定の子は含みません。 ② 同居しようとする親族は所得税法上扶養関係がなくても親族控除の対象になりますが、現に同居していない親族や扶養親族でない方と呼んで一緒に申し込むことはできません。	1人につき 年380,000円

▼以下の2～8の控除は1の親族控除とあわせて控除します。

2	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上（基準日時点）の方	1人につき 年100,000円
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上（基準日時点）の方	
4	特定扶養親族等控除	所得税法上の控除対象扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満（基準日時点）の方（配偶者は該当しません）	1人につき 年250,000円
5	ひとり親控除	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、総所得金額等が48万円以下かつ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下の方	1人につき 年350,000円 ただし、所得が350,000円未満の場合は所得額
6	寡婦控除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる方 ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の女子 ② 夫と死別又は夫の生死が不明の方で、合計所得金額が500万円以下の女子	1人につき 年270,000円 ただし、所得が270,000円未満の場合は所得額
7	障害者控除	申込本人、同居親族又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方…このうち1～2級の方は特別障害者控除 ② 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方又は児童相談所、障害者更生相談所等の判定により知的障害者と判定された方…このうち重度（A1,A2）と判定された方は、特別障害者控除 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…このうち1級の方は特別障害者控除 ④ 精神に障害のある方で国民年金又は厚生年金の障害年金証書を交付されている方…このうち1級の方は特別障害者控除	障害者控除 1人につき 年270,000円
8	特別障害者控除	⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方…このうち特別項症から第3項症の方は特別障害者控除 ⑥ 原爆被爆者のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方…特別障害者控除 ⑦ その他常に就床を要し、複雑な介護を要する方、精神又は身体に障害のある65歳以上で福祉保健センター長の認定を受けており、かつ所得税法上の特別障害者控除を受けている方…特別障害者控除	特別障害者控除 1人につき 年400,000円